

議事日程第5号

平成19年3月19日(月)

第1 議案上程(議案第1号から第47号まで及び請願第3号、第4号)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、総合計画基本構想特別、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第17号及び第18号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第19号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第20号から第25号まで)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

第6 議案上程(議案第48号及び第49号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第7 議案上程(議案第50号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第8 議員派遣の件

出席議員(24人)

1番	中 田 敏 彦	2番	吉 田 清 孝	3番	三 浦 利 通
4番	古 仲 清 紀	5番	柳 楽 芳 雄	6番	高 野 寛 志
7番	船 木 正 博	8番	中 田 謙 三	9番	佐 藤 己次郎
10番	吉 田 直 儀	11番	畠 山 富 勝	12番	越 後 貞 勝
13番	三 浦 桂 寿	14番	木 元 利 明	15番	船 木 金 光
16番	安 田 健次郎	17番	笹 川 圭 光	18番	船 橋 金 弘
19番	中 田 俊 雄	20番	大 森 勝 美	21番	佐 藤 美 子

22番 杉本 博治 23番 高桑 國三 24番 船木 茂

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	今泉金正
次長	加藤謙一
主幹	小玉一克
主査	畠山隆之
主任	武田健一

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	国体事務局長	齊藤憲雄
若美総合支所長	畠山信英	病院事務局長	中川良一
教育次長	沢木隆	企業局長	西方文太郎
農業振興局長	三浦光博	企画政策課長	高桑直廣
総務課長	沖口重博	財政課長	武田英昭
福祉事務所長	佐藤誠一	農林水産課長	清水博己
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	児玉守美
農委事務局長	伊藤利信		

午後 3時04分 開 議

○議長（船木茂君） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、私から一言申し上げます。

3月6日の開催の本会議、議案質疑の際の言動について、議会運営に支障を来たしたことに対し、関係議員に注意を喚起するものであります。

議会は、住民の代表者である議員をもって構成される議事機関であり、その権威と自主的な規律を保持しなければなりません。

今後、議員各位には、議場における秩序と品位を重んじ、会議のルールを尊重するように改めてお願い申し上げます。

日程第1 議案第1号から第47号まで及び請願第3号から第4号までを 一括上程

○議長（船木茂君） それでは日程第1、議案第1号から第47号まで及び請願第3号、第4号を一括して議題といたします。この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員長の報告を求めます。5番柳楽芳雄君

【5番 柳楽芳雄君 登壇】

○5番（柳楽芳雄君） 総務委員会に付託になりました議案第16号から第21号まで、及び議案第23号、第31号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第16号男鹿市若美総合支所の設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、若美総合支所の課及び係を廃止し、新たに班を置くため、本条例の一部を改正するものであります。

委員より、合併間もない中、当該支所を班体制にする考え方と併せ、行政サービス低下への懸念と、旧若美町民に対する周知方について、及び班編成後の組織体制について質疑があり、当局から、現在若美総合支所で所掌している保健事業にかかる業務、市税の徴収業務、環境防災業務、市営住宅にかかる業務、それぞれを本庁の担当課で所掌し、地域振興課を総務班に、市民生活課を市民福祉班に、環境建設課を環境建設班に改めるもので、命令系統を一本化し、事務の効率的な遂行と課題への柔軟な対応

ができる組織とするため、総合的に判断したものであり、今後も広報等で周知するほか、地域住民へのサービス低下とならないよう努めてまいりたいとの答弁があったのあります。

また、班編成後の組織体制については、総合支所長については課長級とし、その下に主幹を置き、班長は課長補佐級を考えているとの答弁があったのであります。委員より市民感情として、班編成後は良くて当たり前であり、今後当該支所のあり方等について、本庁と総合支所とのコミュニケーションを図り、市民サービスの低下につながらないよう対応していただきたいとの意見があったのであります。

本案については、起立採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、国及び秋田県の休息時間の取扱いに準じて、市職員の休息時間を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきと決した次第であります。

次に、議案第18号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例及び男鹿市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、収入役を廃止するとともに、本年4月1日から平成21年3月31日までの本市特別職の給料月額を引き下げるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案は、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、給与改定に準じて、市職員の第3子以降の子等の扶養手当の月額を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役を副市長に改め、

吏員を職員に改める等の条文整理を行うため、関係条例の一部を改正するためのものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 21 号男鹿市副市長定数条例の制定についてであります。

本議案は、本市副市長の定数を定めるため、本条例を制定するものであります。

委員より、副市長 2 人の事務分担及び 2 人制について効率化、スリム化が図られるのか。また、収入役の職務権限として各種業務にかかわりがあったのかどうか。収入役が決裁をしていたのかの質疑があったのであります。

当局より、副市長 2 人の事務分担については、1 名については市民福祉部、国体事務局、若美総合支所、みなと市民病院、また 1 名は、総務企画部、産業建設部、会計課等についてそれぞれ分担するもので、みなと市民病院、少子高齢化対策、産業振興、行政改革、組織機構の再編整備等課題が山積しており、これらを考慮して、より詳細に把握、指導できる態勢として、副市長 2 名制を提案させていただきたいものである。

部長職の補充については、今回退職しない部長を必要に応じて、部長不在箇所に異動させながら、新規には補充しないという考え方で進めており、効率化、スリム化につながるものである。

また、収入役の決裁等、業務のかかわりについては、相談、回覧、合議という形の中でかかわりはしてきたものであるが、収入役の権限は限られたものであり、あくまでも事務決裁規程に基づいているものであるとの答弁があったのであります。

更に、委員より必要に応じて異動があるということであれば、部長制の廃止ではなく、部長職の廃止ではないか。また、新たに選任される副市長について、自治法の規定により、任期が 4 年になる、この 4 年を条例の附則で 2 年にすることはできないものかとの質疑があったのであります。

当局から、平成 19 年度からは、部長職を補充せず、平成 19 年度以降、在職する部長を必要な部署に配置して、20 年度をもって部長制を廃止したい。

また、任期については、自治法において 4 年となっており、条例で 2 年にすることはできないもので、本会議において市長がこの任期については 2 年後に検証させていただきたいと答弁していることからご理解いただきたいとの答弁があったのであります。

以上の質疑、答弁の後、委員2人の発言により、会議規則第93条の規定に基づき、副市長を2人とする原案、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定について、副市長を1名とする修正案が提出されたのであります。

委員長として、ただちに副市長を1人とする修正案提出者に対し、提案理由を求めたのであります。

その提案理由として、本年度予算で財政調整基金から2億5,000万円も取り崩して予算編成し、また、職員管理職手当等のカット、膨大な累積赤字を抱える男鹿みなど市民病院などからして、市財政の逼迫が予想される。若者の定住が少なく、今後人口減少に歯止めがかからず、一層の行財政改革を進めなくてはならない。

これら人口の減少、財政の逼迫について看過できないことであり、今後、各課を超えた体制づくりが必要ではないか。現時点で、副市長2人という状況ではないとの提案理由があったのであります。

本修正案の提出に対し、委員より提案は提案として受けとめられるものであるが、当局原案である2人制の背景について、どのような考え方を持っているかとの質疑があったのであります。

提案者よりこのたびの報酬引き下げについては、少額であり、市民に対するアピール度がないのではないか。俗に言う与野党問わず2人制について見送るべきではないかとの答弁があったのであります。

委員より、収入役残任期間にかかる2年間については、副市長として能力を發揮していただきたい。本市の難局に取り組み、選任後は4年となるが、2年後に明確な判断をすることを信じ、本修正案については反対するものであるとの意見があったのであります。

また、委員より、現市長は2年前に無競争当選し、市民から負託を受けたものであるが、提案者としては、今後市長の不信任案提出の有無とその考え方について質疑があったのであります。

提出者から、厳しい質疑であるが、時の状況により判断したい。現時点では考えていないものであるとの答弁があったのであります。

以上の質疑、答弁により、本修正案について起立採決の結果、起立少数により否決されたものであります。

また、副市長を2人とする原案、議案第21号については、同じく起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行及び秋田県後期高齢者医療広域連合を、秋田県市町村総合事務組合に加入させるとともに、同組合規約の一部を変更するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号道村地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、道村地区コミュニティセンターの指定管理者として、道村町内会を指定するもので、指定の期間を平成19年4月1日から平成23年3月31日までとするものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。17番 笹川圭光君

【17番 笹川圭光君 登壇】

○17番（笹川圭光君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第8号男鹿市立図書館条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、図書館の開館日及び利用時間を拡大し、市民サービスの向上を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号男鹿市保育園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、船越保育園及び脇本保育園への入園希望児童数の増加に伴い、両保育園の定員数を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例案について、委員より両保育園の入園児童数と定員増に伴う保育士の配置について質疑があり、当局から、新年度の申し込みは船越保育園が144名、脇本保育園が106名である。また、定員増に伴う保育士の配置については、新規採用1名、

男鹿中へき地保育園閉園に伴う保育士の配置も可能なことから、定員増には対応できるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号男鹿市へき地保育園条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、男鹿中へき地保育園を平成18年度末をもって閉園するため、本条例を廃止するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、介護認定審査件数の増加に伴い、同審査会委員の定数を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

当局から、介護認定申請件数は増加の傾向にあり、今後とも同様であると見込まれることから、認定審査員の増員により、審査会の開催回数を増やし、申請件数の増加に対応するとともに、認定の早期決定を図るものであるとの説明があったのであります。

本条例案について、委員より、審査会委員の負担を軽減するために、更に委員を増員してもいいのではないかとの質疑があり、当局から委員構成では法律上、医師も含まれており、現状では医師の確保がきわめて困難な状況であることから、5名1合議体の増しとしたものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号男鹿市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、消防組織法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文等を改めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号男鹿市犯罪被害者等基本条例の制定についてであります。

本議案は、犯罪被害者等基本法の施行に伴い、本市における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本的事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本条例案について、委員より、日常生活、就労の支援等となっているが、金銭的支援はできないものかとの質疑があり、当局から、情報の提供や安全の確保、福祉サービスの提供等、ソフト面での支援をしていくこととなるが、今後は金銭的支援の対応についても検討が必要になってくるものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号大潟地区衛生処理組合規約の一部変更について、議案第25号男鹿地区消防一部事務組合規約の一部変更について、議案第26号男鹿地区衛生処理一部事務組合規約の一部変更について、議案第27号八郎湖周辺清掃事務組合規約の一部変更についてであります。

本4議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、助役を副市長に改め、収入役を廃止し、会計管理者を置き、吏員を職員に改めるなどの条文整理を行うため、それぞれの規約の一部を変更するものであります。

本4案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。19番中田俊雄君

【19番 中田俊雄君 登壇】

○19番（中田俊雄君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第14号男鹿市観光施設基金条例の制定についてであります。

本議案は、観光施設の整備促進を図り、良好な管理運営に資することを目的として、男鹿市温浴ランドおが及びなまはげ館基金の処分の適用範囲を拡大するために、同基金条例の全部を改正するため、本条例を制定するものであります。

本議案について、委員より第1点として、本条例は5施設を対象としているが、対象外の男鹿総合観光案内所等の観光課所管の施設の位置づけはどうするのかと質疑があり、当局から、男鹿総合観光案内所及び男鹿温泉交流会館は、新しい施設なので当面修繕等の費用はかかるないと想定している。観光課所管の観光施設については、インフォメーションセンター、公衆トイレ、戸賀湾展望公園等があり、修繕などの必要

がある場合は、これまでどおり一般財源等で対応するものである。

本条例の対象施設については、突発的な故障が発生した場合、休業等、指定管理者の収益に直接結びつくものであることから、緊急性のある補修等に対応するための基金であるとの答弁があったのであります。

第2点として、今後、基金に充てられる剰余金の見込み及び基金の処分に関して、地方債償還のための財源に充てることとしている条項について質疑があり、当局から、これまで基金はおが地域振興公社からの剰余金の寄附採納によって積み立ててきたが、平成18年度からは、指定管理料を減額したことなどから、今後、寄附による基金の積み立ては難しいことから、現在の基金の約4,460万円の活用を考えている。また、地方債の償還に充てるため、相殺できることとした条項については、ペイオフ制度の預金者保護のため規定してあるとの答弁があったのであります。

以上の審査の経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号男鹿市特定農山村総合支援基金条例を廃止する条例についてであります。

本議案は、特定農山村地域市町村活動支援事業が本年度末をもって完了することから、同事業の推進を目的として設置した同基金を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

本案について、委員より本条例の廃止理由及び本条例の廃止に伴い、新規作物の導入、マリーゴールドの植栽、担い手確保など、これまでに成果の上がったものが後退するのではないかとの質疑があり、当局から、農山村法に基づき、平成9年から平成13年までの5カ年間活性化事業に取り組み、更に平成14年から5年間特定農山村支援事業を実施し、合わせて10年間取り組んできたもので、法に基づく事業が本年度をもって完了するため、本条例を廃止するものである。

平成19年度においては、国体が開催されることから、引き続きなまはげラインのマリーゴールドの植栽を行うほか、新規作物の導入、担い手確保等について、農業振興費に予算計上しており、今後とも農家支援に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと

決した次第であります。

次に、議案第28号男鹿市下水道事業特別会計の繰入れについてから、議案第30号男鹿市漁業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの3件についてであります。

本3件は、平成19年度男鹿市一般会計から、平成19年度男鹿市下水道事業特別会計へ6億1,600万円以内を、平成19年度男鹿市一般会計から平成19年度男鹿市農業集落排水事業へ5,900万円以内を、平成19年度男鹿市一般会計から平成19年度男鹿市漁業集落排水事業特別会計へ4,500万円以内を繰り入れるものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本3件について、委員より、第1点として、下水道事業について、一般会計からの繰り出し、及び起債が増えているが、収支の見込みなど、本事業の見通しについて質疑があり、当局から下水道事業については、一般会計からの繰入金、使用料、負担金の徴収等で運営しているが、平成18年度の繰入金については、公共下水道事業において財源の35パーセントとなっており、その約90パーセントが起債の償還等に充てられている。

現在の下水道使用料については、下水道事業開始から見直しをしておらず、流域関連の市町村の中でも低位となっている。また、地域特性上、郊外では事業の効率が悪いこと。近年社会構造の変化に伴う高齢者世帯の増加や不在地主の問題等が出てきており、将来財源が厳しくなることが予想されるが、当面は水洗化率の向上、不明水対策、維持管理費の縮減に努め、一般会計からの繰り入れの減少に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、下水道加入率が低く、使用料が伸びないことから、一般会計に影響を与えることが懸念される。今後、事業の未実施地域について、事業のあり方を検討するべきではないかとの質疑があり、当局からこれまで男鹿市生活排水処理基本計画に基づき実施してきたが、地域環境の変化などもあり、これを踏まえ対応してまいりたい。今後とも市民生活の快適性の向上、公共用水域の水質保全のため、必要な事業であり、地域の特性に合った整備手法で進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本3件については、異議なく原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第32号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市男鹿総合観光案内所の指定管理者として、男鹿市観光協会を指定するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号男鹿温泉交流会館の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市男鹿温泉交流会館の指定管理者として、男鹿温泉郷協同組合を指定するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第34号市道の廃止及び第35号市道の認定についてであります。

本2件は、渡部、尻深など、10路線、延長8, 178メートルの市道を廃止するとともに、飯の森渡部線など19路線、延長8, 807メートルの市道を認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2件について、委員より、市道の廃止、認定の基本的な考え方、及び起点、終点の基準について質疑があり、当局から廃止、認定については、起点、または終点の変更、起点、終点の両方の変更、2路線以上を統合する場合、更に1路線を分割する場合は一旦廃止し、新たに認定しなければならないとする国の通達に基づき行っているもので、市道の起点、終点の取り方については、定められた基準はないが、本市では主要道路寄りを起点としているのであるとの答弁があったのであります。

以上の審査の経過により、本2件については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第3号日豪EPA交渉に関する請願書についてであります。

本請願は、自由民主党や衆参農林水産委員会において、日豪EPAの交渉にあたっては政府に毅然とした態度を求める趣旨の決議が採択されたことを踏まえ、同交渉においては米、麦、牛肉などの重要品目に対する例外措置や、WTO農業交渉に対する我が国の中長期的な対応を確保するとともに、交渉如何によっては交渉を中断するなどの厳しい判断を持って交渉に臨むよう、政府、関係行政庁に意見書を提出いただきたいというものです。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求める請願についてであります。

本請願は、オーストラリアは世界有数の農産物輸出国であり、FTA、EPA交渉において、関税が撤廃されると我が国の農業に受ける被害が甚大であり、秋田県にとっても深刻な影響を受けることは必至である。最近、オーストラリアは大干ばつに見舞われ、生産力が著しく不安定な国であり、食料受給率の低い日本が国内農業を犠牲にして、この国に食料を依存することは、我が国の食料安定補償に禍根を残すことになる。食料主権に基づいた貿易ルールと農業、食料政策の確立が急務であるので、FTA、EPA促進路線の転換等を求める意見書を政府関係機関に提出いただきたいというものであります。

本請願については、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、男鹿市総合計画基本構想に関する特別委員長の報告を求めます。12番越後貞勝君、12番

【12番 越後貞勝君 登壇】

○12番（越後貞勝君） 男鹿市総合計画基本構想に関する特別委員会に付託されました議案第22号男鹿市総合計画基本構想について審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る7日開会し、正副委員長互選の後、その審査をいたしたものであります。

本案は、新市建設計画の内容を尊重しつつ、社会経済環境の変化に的確に対応するため、平成19年度から平成28年度までの10カ年の男鹿市総合計画基本構想を策定したものであり、住民と行政がまちづくりに対する認識を同じくし、互いに力を合わせ、豊かで住み良い地域共同社会の実現を図るもので、その目指す将来都市像は「自然・文化・食を大切にする観光交流都市なまはげの心を全国へ」と、総合的かつ計画的な行政運営の基本的方向を明らかにしたものであります。

それでは、審議された主な点のみご報告申し上げます。

まず、1点として重点事業のなまはげプラン21にある地産地消推進、子育て支援推進、定住環境整備並びに市街地活性化の各プロジェクト実現に向けた取り組みにつ

いて。

第2点として、観光拠点、環境整備と教育旅行の誘致について。

第3点として、新規就農者の育成と支援策について。

第4点として、地場産品販売センター建設事業について。

第5点として、定住対策としての公営住宅建設事業について。

第6点として、都市像にある「なまはげの心」の文書表現について。

第7点として、みなと市民病院における重要課題とその取り組み方の表現について。

第8点として、地域コミュニティ活動推進のための具体策について。

以上の質疑、意見、指摘に対し、それぞれ当局から答弁があったのであります。

特に委員会からは、本計画を推進していくにあたり、市民とも共通認識に立ち、市の将来像や計画の実施状況などを周知しながら理解を求めていくべきであるとの意見がだったのであります。

以上の結果、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（船木茂君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。23番高桑國三君

【23番 高桑國三君 登壇】

○23番（高桑國三君） 予算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第7号まで及び議案第36号から第47号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は去る8日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算並びに新年度予算について補足説明を受け、予算特別委員会の初日は、補正予算を中心に、2日目は当初予算を中心に質疑を行ったものであります。

この際、この予算の内容については省略させていただき、質疑された主な点についてのみご報告申し上げます。

まず、第1点として、副市長2人制と部長制のかかわり及び副市長2人制と収入役の残任期間に対する市長の考え方について。

第2点として、将来的な集落消滅に対する認識と今後の市の対応及び町内会、自治組織とのかかわりと育成策について。

第3点として、国際交流姉妹都市であるリビングストン市との今後の交流推進策について。

第4点として、観光事業における新たな誘客の推進策について。

第5点として、品目横断的経営所得安定対策における集落営農組織の見直しと課題及び組織化に向けた具体的な指導手法について。

第6点として、男鹿みなと市民病院の経営形態を含めた将来あるべき姿及び人件費削減に向けた取り組みについて。

第7点として、本市の財政状況と今後の財政見通し及び平成19年度当初予算の編成方針と新規事業について。

第8点として、秋田地方法務局男鹿出張所統合に対する今後の対応について。

第9点として、船川地区活性化に向けた地場産品販売センター建設と空き店舗の対策について。

第10点として、国民健康保険税滞納者に対する資格証明書交付基準について。

第11点として、指定管理委託において大幅な収益を得た場合の委託契約の内容について。

そのほか、指定管理者制度の検証について、今後の自主財源比率及び市債の推移について、本市経済状況の認識と投資的経費減による地域経済への影響について、若美総合支所における今後の職員配置について、日露沿岸市長会における本市港湾振興に向けた事業模索について、消防団員の定数と分団各部の充足数について、戸賀地区の廃屋解体年次と公衆トイレの建設について、誘致企業に向けた具体的な活動について、合併特例債の事業見込み及び地域振興基金の使途について、ホームページリニューアル業務について、秋田県生活バス路線等維持費補助金及び生活交通路線維持費補助金について、観光施設基金による施設整備の考え方についてなどの質疑、指摘、意見などに対し、当局からそれぞれ答弁がなかったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し審査いたしましたのであります。各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長からの詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託にされました議案第1号から第7号まで及び第36号から第47号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第

であります。

以上でご報告を終わります。

○議長（船木茂君）　ただいま高野寛志君ほか5名から、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定に対する修正案が提出されました。この際、提出者の説明を求めます。

高野寛志君

○6番（高野寛志君）　私の方から、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定に対する修正案の提案理由の説明を申し上げます。

男鹿市副市長条例定数を次のように修正する。

本則中「2人」を「1人」に改める。

本市の財政事情は、極めて厳しく、そのため市では行政改革大綱を策定し、その推進を強く求めております。また、膨大な累積赤字と不良債務を抱える男鹿みなど市民病院の経営難は、市民の注目の的となっております。

このような市の財政が困難な状態において、副市長2人制は到底市民の理解が得られるものではないし、行政改革の趣旨に相反するものであります。よって、副市長2人制を廃止し、1人とすることを提案いたします。

以上です。

○議長（船木茂君）　これより各委員長及び議案第21号修正案提出者に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君）　質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

各委員長の退席を求めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますのでこれを許します。22番杉本博治君。22番

【22番　杉本博治君　登壇】

○22番（杉本博治君）　修正案に反対し、原案に賛成する立場から討論を行います。

このたびの地方自治法の改正により、4月から助役は残された任期の間は、自動的に副市長となり、収入役は会計管理者を置くか、任期が切れるまで在任できるということであります。我々は、地方自治法の改正からの趣旨から、収入役は廃止すべきであり、会計管理者で対応をすべきであると主張しております。

秋田県の類似市においても、4月から収入役を置くところはありません。しかしながら、現収入役の伊藤氏には、この2年間立派に職責を果たしてまいりました。今、この男鹿市にとって伊藤氏は必要な人材であり、権限のない収入役として2年間も勤めるより、残り2年間を副市長として十分な責任のもと仕事をしてもらいたいものであります。報酬も財政的に配慮した提案であり、現状を考えるとき、副市長2人の提案はやむを得ない現実的な提案であり、強く支持するものであります。

市政を取り巻く社会経済情勢は、人口の減少、少子高齢化の進展、みなと市民病院の経営など、課題が山積しております。また、この部長職の不補充により、平成20年度まで部長制を廃止し、組織を再編整備など、市行政改革を徹底的に行わなければなりません。佐藤市長の任期も残すところあと2年あまり、この3人の態勢で重大な決意を持って市政運営にあたってもらいたいのであります。

修正案に反対し、副市長制を2人とする原案に賛成するものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船木茂君） 次に、4番古仲清紀君の討論を許します。

【4番 古仲清紀君 登壇】

○4番（古仲清紀君） 私は、副市長2人とする原案、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定について反対し、高野寛志君ほか5名の各位から提出された修正案に賛成の立場で討論に参加いたします。

市長は、地方自治法改正に伴い、自動的に副市長に就任する助役のほかに、19年度から部長級職員を補充しないで、20年度で部制を廃止することで、不在となる部長の職務を補充するためにも副市長は2人が必要であると述べています。

私は、副市長1人でもトップマネジメントでのトップダウンにより、職員の意欲と英知の結集を図ることによってカバーはできると思っております。行財政改革での職員の管理職手当、時間外手当縮減などの状況、男鹿市みなと市民病院の赤字経営などから、市財政は危機的であります。

また、男鹿市は少子高齢化が進み、人口減少の一途をたどっています。人口3万台の男鹿市では、職務、財政状況からも市民に対して副市長2人制は切迫性を欠くのではないかと考え、副市長2人制については反対するものであります。

よって、私は原案、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定について反対し、高

野寛志君ほか5名から提出された修正案に賛成するものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（船木茂君） 次に、10番吉田直儀君の討論を許します。

【10番 吉田直儀君 登壇】

○10番（吉田直儀君） 私は、提出されている修正案に賛成いたします。そして原案には反対の立場で申し上げます。

まずは、先般の私の所属する総務委員会でも修正案を提出し、更に本議会でも修正案を提案しましたが、原案では、本当に本市に副市長2人を置かなければならない、そういう状況はどこにありましょうか。

本市の課題山積はご承知のとおりであります。このような課題山積でありますが故に、私はこのあとの市政運営に財政基金を取り崩しての本年度の予算編成事情等からして、今後の財政に全くの余裕がないものとこう思っております。

一方、人口の減少が毎月ごとに進み、市外の転出に歯止めがかかっておらない状況でございます。更に、私はこの副市長2人という市長がいわく「私の任期中」という、私にはこの考え方には本当に理解できません。まさに意味不明の解釈であり、副市長2人というこの考え方には、市民には理解できません。まさに納得のできないものであります。よって、私は本原案には反対、修正案に賛成いたしますので、どうぞ皆様のご賛同をお願い申し上げます。終わりります。

○議長（船木茂君） 次に、16番安田健次郎君の討論を許します。16番

【16番 安田健次郎君 登壇】

○16番（安田健次郎君） 私からも通告に基づいて、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定についての反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

まず、この20日間の間に、19日間の間に、主要な議題となっていましたこの市長2人制、この反対討論の内容について、4点ほど述べさせていただきたいと思います。

その一つは、今議会でこの最大の議論となった中で明らかにされましたように、部長制をなくすると。そのために副市長2人が必要だという点であります。なぜ、現在のいわゆる管理職、部長制のひずみがあったのかよくわからないという点であります。二つ目の収入役が現在の職務では政策執行に携われないとの市長は理由をあげてい

ます。しかし、そのことは人選先にありきの副市長2人制という議論になると思います。

三番目、肝心の市長が答えておりますトップマネジメントの強化によって、男鹿市が他市に比べて特別大きな課題が山積しているような答弁に聞こえておりますけれども、裏を返せば、市長と現在の2人制では、市長の言葉で言ってるたまりかねる、ということあります。裏を返せば、自ら非を認めることにつながります。

市長は、2年前に、市民は市長の能力を認め、人柄を認め、政策を認め、そのために頑張っていこうという訴えをして選挙に当選したわけであります。

私は、その2年前を振り返り、その選挙に立候補した決意を今こそ自ら示すべきだというふうに思います。

そして四番目、人口5万未満の市であれば、大半が1人であります。そのことは市民は十分認識して見てると思います。ちなみに私は、私たちは現在の収入役はすばらしい人だと思っています。決して人が嫌で、この2人制を反対するものではありません。我が党はご存じのとおり、副知事2人制においても賛成する立場を貫いております。要は、以上の観点から、何よりも一番怖い反対の理由は、市民の政治不信を招かないかということあります。

よって、この議案第21号男鹿市副市長定数条例制定の中身、副市長2人制については反対の立場で討論といたします。議員の皆様の絶大なるご賛同を心からお願い申し上げまして反対の討論といたします。

以上です。

○議長（船木茂君） 以上で通告による討論は終了いたしました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、高野寛志君ほか5名から提出されました議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定に対する修正案について採決いたします。

本修正案の採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君）　ただいまの出席議員数は23名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君）　投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君）　投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君）　異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、投票中賛成、反対を表明しない投票及び賛成反対の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を命じます。

（職員氏名点呼）

1番	中田敏彦さん	2番	吉田清孝さん	3番	三浦利通さん
4番	古仲清紀さん	5番	柳楽芳雄さん	6番	高野寛志さん
7番	船木正博さん	8番	中田謙三さん	9番	佐藤巳次郎さん
10番	吉田直儀さん	11番	畠山富勝さん	12番	越後貞勝さん
13番	三浦桂寿さん	14番	木元利明さん	15番	船木金光さん
16番	安田健次郎さん	17番	笹川圭光さん	18番	船橋金弘さん
19番	中田俊雄さん	20番	大森勝美さん	21番	佐藤美子さん
22番	杉本博治さん	23番	高桑國三さん		

○議長（船木茂君）　投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君）　投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人を畠山富勝君、古仲清紀君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数と符合いたします。

そのうち賛成が 8票

反対が15票

以上のとおり反対多数であります。

よって、議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定に対する修正案は否決されました。

次に、原案である議案第21号男鹿市副市長定数条例制定について採決いたします。
この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を願います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員定数は23名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

なお、投票中賛成、反対を表明しない投票及び賛成反対の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を命じます。

(職員氏名点呼)

1 番	中田敏彦さん	2 番	吉田清孝さん	3 番	三浦利通さん
4 番	古仲清紀さん	5 番	柳楽芳雄さん	6 番	高野寛志さん
7 番	船木正博さん	8 番	中田謙三さん	9 番	佐藤巳次郎さん
10 番	吉田直儀さん	11 番	畠山富勝さん	12 番	越後貞勝さん
13 番	三浦桂寿さん	14 番	木元利明さん	15 番	船木金光さん
16 番	安田健次郎さん	17 番	笹川圭光さん	18 番	船橋金弘さん
19 番	中田俊雄さん	20 番	大森勝美さん	21 番	佐藤美子さん
22 番	杉本博治さん	23 番	高桑國三さん		

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人を畠山富勝君、古仲清紀君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

（開 票）

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数23票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成が15票

反対が 8票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、原案である議案第21号男鹿市副市長定数条例の制定について可決されました。

次に、議案第16号男鹿市若美総合支所設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件は起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号から第15号まで及び議案第17号から第20号まで並びに議案第22号から第47号まで及び請願第3号、第4号を一括して採決いたします。

本47件に対する委員長の報告は可決並びに採決であります。本47件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号から第15号まで及び議案第17号から第20号まで並びに議案第22号から第47号まで、及び請願第3号、第4号を原案のとおり可決並びに採決されました。

条例の交付手続きのため暫時休憩いたします。

午後 4時22分 休憩

午後 4時51分 再開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間を午後7時まで延長します。

日程追加の件

○議長（船木茂君） お諮りいたします。ただいま議会案第17号及び第18号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し議題といたします。

日程第2 議会案第17号及び第18号の上程

○議長（船木茂君） 日程第2、議会案第17号及び第18号を一括して議題といたし

ます。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第17号 男鹿市議会会議規則の一部を改正する規則について

議会案第18号 男鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略すると決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第17号及び第18号について、一括して採決いたします。

本2件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 異議なしと認めます。よって、議会案第17号及び第18号は原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま、議会案第19号が提出されました。この際、本件を日程に追加し議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第19号を上程

○議長（船木茂君） 日程第3、議会案第19号を議題といたします。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第19号 男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。9番佐藤巳次郎君。9番

○9番（佐藤巳次郎君） 私から、議会案第19号男鹿市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案の理由を述べさせていただきます。

提案の内容は、現在の議長の報酬42万4,000円、副議長、37万9,000円、議員36万3,000円をそれぞれ1万8,000円引き下げするものであります。

引き下げ幅は、今回提案されており、可決されました市長等特別職の給料引き下げ率5パーセントに相当する額であります。引き下げ理由の主な点として、男鹿市の財政は国の三位一体改革の名による影響等が続き、非常に厳しさが増大し、本市では行政改革が進められ、人件費削減が進められていることから、議員も率先して削減し、協力して厳しい財政の維持をすべきであると考えます。

二つとして、国の税制改正による所得税や住民税の大幅引き上げや国保税、介護保険料の引き上げによる影響で、市民の暮らしや市内経済に大きな打撃となっている。市民の所得が減っているのに、負担は大きくなっていること。

三つ目、このような今日の社会経済情勢の中、市民の議員報酬引き下げの声は大きく、市民から選ばれた議員としてこれに応え、市民の目線とともに考え、議会で市当局と市民の暮らし応援の市政をつくっていくべきと考えます。議員報酬引き下げは避けて通れないと考えるものであります。

先ほどの副市長制についての討論でも、それぞれ皆さん方が財政危機を訴えられました。こういうことからも、ぜひともこの議案に対し、皆さん方から大きなご支援で全会一致でご賛同されますことを期待して理由とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第19号について採決いたします。本件は起立による採決といたします。本件について、賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（船木茂君） 起立少数であります。よって、議会案第19号は否決されました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） お諮りいたします。ただいま議会案第20号から第25号が提出されました。この際、6件を日程に追加し一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加し議題とするに決しました。

日程第4 議会案第20号から議会案第25号までを一括上程

○議長（船木茂君） 日程第4、議会案第20号から第25号までを一括して議題といたします。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第20号 日豪EPA交渉に関する意見書

議会案第21号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求める意見書

議会案第22号 秋田地方法務局男鹿出張所の存続を求める意見書

議会案第23号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書

議会案第24号 労働法制の改善を求める意見書

議会案第25号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

○議長（船木茂君） お諮りいたします。本6件について、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本6件については提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第20号から第25号までについて、一括して採決いたします。本6件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第20号から第25号までは原案のとおり可決されました。

日豪EPA交渉に関する意見書

わが国政府は、日豪両国政府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月12日の首脳会談で日豪EPA交渉の開始に合意しました。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも、わが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態です。このため、豪州との交渉では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱い如何によっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念があります。

このような状況の中、自由民主党や衆参農林水産委員会においては、日豪EPAの

交渉にあたっては、政府に対して毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択されました。

こうした状況を踏まえ、政府においては、豪州との交渉にあたり、下記の事項が確保されるよう地方自治法第99条に基づき、意見書を提出いたします。

記

（1）重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころか、わが国農業を崩壊させることにつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

（2）WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

（3）交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国的重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

平成19年3月19日

秋田県男鹿市議会

議長　船木　茂

内閣総理大臣 安倍晋三様
内閣官房長官 塩崎恭久様
外務大臣 麻生太郎様
財務大臣 尾身幸次様
農林水産大臣 松岡利勝様
経済産業大臣 甘利明様

日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止と
FTA、EPA促進路線の転換を求める意見書

日本とオーストラリアのFTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）交渉がスタートします。オーストラリアは、世界有数の農産物輸出国であり、我が国が、アメリカに次いで食料を依存している国です。米、小麦、乳製品、牛肉、砂糖などの農畜産物の関税撤廃を強く求められています。もし、関税が撤廃されれば我が国の農業が受ける被害は甚大であり、農水省での試算では農業生産だけで約8,000億円、北海道庁の試算では農業生産4,400億円、地域経済全体で1兆3,000億円以上の生産が減少するとされています。このことは、農業県秋田にとっても深刻な影響を受けることは必至です。

オーストラリアは、最近、大干ばつに見舞われ、米や小麦が大減産したことに見られるように生産力が著しく不安定な国です。食料自給率が40パーセントの日本が、国内農業を犠牲にして、この国に食料を依存することは我が国の食料安全保障に禍根を残すことになります。

WTOやFTA、EPAがよって立つ農産物の自由化万能論では、世界に広がる飢餓や貧困は解決できないことは明らかであり、食料主権に基づいた貿易ルールと農業、食料政策の確立こそが急務です。

以上のことから、下記事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

記

1. 政府は、日豪FTA締結に向けた交渉を中止すること。

2. 政府は、FTA、EPA促進路線を転換し、国内生産を拡大して、食料自給率を向上させるための施策を強めること。

平成19年3月19日
秋田県男鹿市議会
議長 船木茂

内閣総理大臣 安倍晋三様
農林水産大臣 松岡利勝様
外務大臣 麻生太郎様

秋田地方法務局男鹿出張所の存続を求める意見書

過日、秋田地方法務局男鹿出張所を平成20年3月までに秋田地方法務局に吸収統合する旨の計画が伝えられました。

法務省は、一定基準以下の登記所の統合を進めてきておりますが、男鹿出張所は、平成7年7月に当時の船川出張所と船越出張所を統合する形で新設されたものです。その際には、数億円に上る国としての庁舎建設費はもちろん、地元男鹿市でもその用地や環境整備等に相当程度の負担をすることによって建設されたと聞いております。それが13年足らずで統合・廃止されることに大きな戸惑いを感じるものです。

男鹿出張所管内から秋田地方法務局までは、距離にして平均40キロメートル、遠隔地では60キロメートル近くにもなります。その移動に自家用車を利用して片道1時間から2時間、公共交通機関では1時間半から3時間程度を要します。登記部門におけるオンライン化によって、登記所までの距離的な問題は、ある程度解消される面もありますが、現段階ではその途上でもあり、男鹿出張所の統合・廃止により地域における会社、団体、そして住民は、時間的・費用的負担を強いられる結果となります。

また、前述のように、男鹿出張所が統合・新設から13年足らずで再び統合、そして廃止されることによって、地域住民が新たに負担を求められるとすれば、行政に対する住民、延いては国民の不信感を増幅させ、地方の切り捨てや格差拡大に拍車をかけるものと思います。

よって、秋田地方法務局男鹿出張所統合・廃止に反対し、その存続を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年3月19日
秋田県男鹿市議会
議長 船木茂

内閣総理大臣 安倍晋三様
法務大臣 長勢甚遠様

安心・安全な公務・公共サービス拡充を求める意見書

2007年度予算は、「骨太方針2006」をベースに、2011年度でのプライマリーバランスの均衡という財政を最大重視して進められている。企業収益の回復を背景に伸びている法人税について、実効税率の引き下げが政府税調で検討される一方で、相次ぐ社会保障改悪や税制改悪などで負担増を強いられた国民には、歳出削減の「痛み」の押し付けのみが検討されている。

この間の「構造改革」路線は、国民の「安心・安全」を破壊し、個人間、地域間、企業間などあらゆる分野で「格差」を拡大すると同時に、三位一体改革の名で地方財源が削減され、「地方切り捨て」が進んでいる。

国の責務は、大企業の経済活動最優先の諸施策を打ち出すのではなく、貧困層の増大や地方の「格差」を是正するために、大企業・資産家優遇の不公平税制の是正、社会保障制度の充実など所得再分配機能を強化することである。プライマリーバランスや歳出削減が強調される一方で、在日米軍再編などに多額の税金が投入されようとしていることも大きな矛盾であり、容認できるものではない。

以上の趣旨から、下記事項について改善されるよう、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

記

1. 医療、教育、福祉、雇用などの公務・公共サービスを充実すること。

2. 「格差社会」の是正を図るために、社会保障制度を充実すること。

平成19年3月19日

秋田県男鹿市議会

議長 船木 茂

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 尾身幸次様

総務大臣 菅義偉様

厚生労働大臣 柳澤伯夫様

文部科学大臣 伊吹文明様

労働法制の改善を求める意見書

景気回復が言われるもとで、働くものの雇用不安は解消されず、賃金・労働条件は年々低下しています。労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(労働基準法第1条)と定められているにもかかわらず、そうではない働き方を余儀なくされている労働者が多くなってきています。

パート・臨時、請負、派遣など有期労働契約で働く、いわゆる「非正規」労働者の多くは、最賃ギリギリの給与、一時金・諸手当は支払われないなど差別的な待遇を受け、働いても貧困から抜け出せない「ワーキングプア」状態に陥っています。他方、正規労働者もリストラ・人減らしの進行で仕事量が増え、長時間・過密労働が強いられ、健康を損なう人が続出し、過労死・過労自殺も頻発しています。

名だたる大企業が、目先の利益を追及するあまり、雇用責任を軽視し、偽装請負や不払い残業等の違法行為までして好業績をあげる一方、労働者の状態悪化で「現場力の崩壊」が問題視される事態も広がっています。

今、日本の経済活力を根底から脅かしているのは、不安定雇用と低賃金・劣悪労働条件の広がりであり、それが「貧困・格差」と「少子化」問題の源です。将来を展望できない劣悪な条件で働く労働者に、「再チャレンジ」などと自己責任をおしつけるのではなく、法令遵守を徹底するとともに、あまりにも不備な現行労働法制を改善し、

安定雇用を創出する施策を実行することが必要です。

以上の趣旨により、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき意見書を提出いたします。

記

1. 労働基準法を改正し、時間外労働の上限規制や割増賃金引き上げを行い、長時間労働と不払い残業をなくすこと。労働時間規制の適用除外を広げないこと。管理監督者の範囲を企業に厳守させるため、労働基準監督官を増員すること。
2. 整理雇用にあたっては、①人員整理の必要性、②解雇回避努力義務の履行、③人選の合理性、④手続きの妥当性の4要件を充足しなければ解雇無効とされるよう、法整備を行うこと。
3. 裁判で解雇無効とされた場合等、雇用関係にある労働者の就労請求権を確立するよう、法整備を行うこと。
4. 労働者派遣法を改正し、登録型派遣は原則禁止とすること。勤続1年超で派遣先企業に直接雇用責任が生じるものとすること。違法派遣や偽装出向を職安法違反として厳格に取り締まるための人員確保の措置をとること。
5. 労基法とパート労働法を改正し、雇用形態別差別を禁止し、賃金・労働条件等の「均等待遇」を明記すること。
6. 労基法を改正し、有期雇用は短期間の業務に限定し、恒常的業務への就労は期限の定めのない雇用とすること。

平成19年3月19日
秋田県男鹿市議会
議長　船木　茂

内閣総理大臣 安倍晋三様

厚生労働大臣 柳澤伯夫様

地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

最低賃金制度は、労働条件改善による労働者の生活の安定と地域経済の活性化、企

業間の公正競争ルールの確立の上で重要な役割を担っています。都道府県ごとに定められる地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るとして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安箱」を参考に、地方最低賃金審議会の審議を経て改定されています。

しかしながら、その改定は、一般労働者の賃金動向に比べてわずかな額にとどまるとともに、そもそも水準が低いため、わが地方の最低賃金額は時間額610円と著しく低くなっています。そのため、県下パート労働者、派遣労働者ら非正規労働者の賃金は低く抑えられており、青年単身者では1ヶ月10万円ほどの生活を余儀なくされている人が少なくありません。低賃金の蔓延は、社会保険料未納者の増加や、経済的自立ができずに結婚ができない人の増加につながり、少子化を加速させるなど、この国の社会基盤をあやうくさせる大きな原因となっています。

以上をふまえ、政府においては最低賃金法を早期に改正し、社会保障制度との整合性をはかるべく、欧米諸国で制度化されている全国一律最低賃金の確立を早期に図るとともに、最低賃金制度の周知徹底、監督体制の拡充など、一層の充実を図られることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月19日
秋田県男鹿市議会
議長　船木　茂

内閣総理大臣 安倍晋三様
厚生労働大臣 柳澤伯夫様

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙についてを日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙

○議長（船木茂君） 日程第5、これより平成19年2月5日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を行います。議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は24人であります。

この選挙は、広域連合議会議員の市議会議員の区分であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ順次投票願います。点呼を行います。

（職員氏名点呼）

1番	中田敏彦さん	2番	吉田清孝さん	3番	三浦利通さん
4番	古仲清紀さん	5番	柳楽芳雄さん	6番	高野寛志さん
7番	船木正博さん	8番	中田謙三さん	9番	佐藤巳次郎さん
10番	吉田直儀さん	11番	畠山富勝さん	12番	越後貞勝さん
13番	三浦桂寿さん	14番	木元利明さん	15番	船木金光さん
16番	安田健次郎さん	17番	笹川圭光さん	18番	船橋金弘さん
19番	中田俊雄さん	20番	大森勝美さん	21番	佐藤美子さん
22番	杉本博治さん	23番	高桑國三さん	24番	船木 茂さん

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（船木茂君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人を畠山富勝君、吉仲清紀君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開 票)

○議長（船木茂君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数24票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票のうち、藤原 幸作君 20票

加賀屋千鶴子君 4票

以上であります。

本選挙については、投開票結果の報告となります。なお、当選人は選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙において、投票数を集計し決定することになります。これをもちまして、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙を終了いたします。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長から議案第48号及び第49号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第6 議案第48号及び第49号の上程

○議長（船木茂君） 日程第6、議案第48号及び第49号を議題といたします。職員

に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第48号 教育委員会委員の任命について

議案第49号 教育委員会委員の任命について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第48号及び第49号、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第48号につきましては、本市教育委員会委員の佐藤大輔氏が、本年3月31日をもって辞任することとなったため、後任として清水富喜子氏を委員に任命いたしたいというものです。

次に、議案第49号につきましては、本市教育委員会委員の目黒恵子氏が、本年5月10日をもって任期満了となるため、引き続き委員に任命いたしたいというものです。皆様からご賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

最初に議案第48号について採決いたします。

清水富喜子氏の教育委員会委員に任命することについて、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第48号については同意することに決しました。

次に、議案第49号について採決いたします。

目黒恵子氏の教育委員会委員に任命することについて、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、議案第49号については同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長から議案第50号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第7 議案第50号の上程

○議長（船木茂君） 日程第7、議案第50号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第50号 副市長の選任について

○議長（船木茂君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第50号副市長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、平成19年4月1日から現収入役伊藤正孝氏を副市長に選任いたしたいというものであります。皆様方ご賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。
以上でございます。

○議長（船木茂君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、これで終結いたします。
これより議案第50号副市長の選任について採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を行います。
(議場閉鎖)

○議長（船木茂君） ただいまの出席議員数は17名であります。
投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れありませんか。
(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 投票用紙の配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長（船木茂君） 異常なしと認めます。
念のため申し上げます。本件を賛成とする諸君は賛成、反対とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じ順次投票願います。
なお、投票中賛成、反対を表明しない投票及び賛成反対の明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

1 番 中田敏彦さん	2 番 吉田清孝さん	3 番 三浦利通さん
7 番 船木正博さん	8 番 中田謙三さん	9 番 佐藤巳次郎さん
11 番 畠山富勝さん	12 番 越後貞勝さん	13 番 三浦桂寿さん
14 番 木元利明さん	16 番 安田健次郎さん	17 番 笹川圭光さん
18 番 船橋金弘さん	19 番 中田俊雄さん	20 番 大森勝美さん
21 番 佐藤美子さん	22 番 杉本博治さん	

○議長（船木茂君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） 投票漏れなしと認めます。

よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長（船木茂君） 暫時休憩いたします。

午後 5時16分 休憩

午後 5時20分 再開

○議長（船木茂君） 会議を再開します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により立会人を畠山富勝君、三浦桂寿君、船橋金弘君を指名いたします。よって、以上の諸君の立ち会いを願います。

(開票)

○議長（船木茂君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち賛成が17票

反対が 0 票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第50号副市長の選任についてはこれに同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（船木茂君） 次にお諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第8 議員派遣の件

○議長（船木茂君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたしたいと思います。
地方自治法第100条第12項及び会議規則第158条の規定により、ご配付いたしております議員派遣のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

○議長（船木茂君） ご異議なしと認めます。よって、配付いたしておりますとおり議員派遣のとおり議員を派遣いたすことに決しました。

議員派遣の件

平成19年3月19日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第158条の規定により次のとおり議員を派遣する。

1. 第59回東北市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、都市の興隆発展を図ることを目的とする。
- (2) 派遣場所 秋田市：秋田キャッスルホテル
- (3) 派遣期間 平成19年4月5日～6日（2日間）
- (4) 派遣議員 三浦利通議員

2. 防衛省全国情報施設協議会正副会長会議

- (1) 派遣目的 防衛関係交付金等の調査研究及びその具体的方策を推進することを目的とする。
- (2) 派遣場所 島根県松江市役所

(3) 派遣期間 平成19年5月10日～11日（2日間）

(4) 派遣議員 杉本博治議員

○議長（船木茂君） 暫時休憩いたします。

午後 5時26分 休憩

午後 5時27分 再開

○議長（船木茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、副市長として同意をしました伊藤正孝君から挨拶の旨申し出がありますので、これを許します。伊藤正孝君

【伊藤正孝君 登壇】

○収入役（伊藤正孝君） ただいまは、副市長の選任につきまして議会の皆様からのご高配によりご同意を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

今、ここに立ち、本当にこの副市長という任務の重さを痛感いたしておるところでございますが、全力で市長を補佐するために、誠心誠意職務を全うしてまいりますので、皆様からのなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（船木茂君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて3月定例会を閉会いたします。

午後 5時28分 閉会

會議錄署名議員

議長 船木茂

議員 三浦桂寿

議員 木元利明